横浜町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年１１月

横浜町教育委員会

目 次

１　計画の趣旨・現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

２　目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

３　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容 ・・・・・・・・・・・・・・ ２

５　関連する取組、今後のフォローアップについて ・・・・・・・・・・・・ ３

１　計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

本町で働く教育職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うもの。

この計画は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条第１項に基づくものである。

（２）本町の現状

本町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、「横浜町立小・中学校教育職員の働き方改革プラン」を策定し、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和７年度は次のとおりであった。

【令和７年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月 45 時間以上を 上回る割合	月 80 時間以上を 上回る割合
小学校	１８．８時間	３．６％	０．０％
中学校	２６．７時間	１１．１％	０．０％

２　目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（１）時間外在校等時間に関する目標

・１ケ月時間外在校等時間が４５時間以下の割合を１００％にする。
・１年間における１ケ月時間外在校等時間の平均時間を３０時間程度にする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次休暇の平均取得日数を１０日以上にする。
・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を５％まで減少させる。

３　計画の期間

令和８年度から令和１０年度

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア　学校以外が担うべき業務

・登下校時の通学路における日常的な見守り活動は、保護者や地域住民による通学路における見守り活動を推進する。また、児童の通行が集中する主要交差点等においては通学指導員を配置する。
・放課後から夜間等における校外の見回りは、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは行わない。
・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
・学校で対応が困難な過剰な苦情や不当な要求に対して、法的な側面から指導・助言を行い、学校の問題解決を支援する。

イ　教師以外が積極的に参画すべき業務

・町教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等について、内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図り、学校の事務負担を軽減する。
・校舎の開錠・施錠については、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。休日・夜間等においては機械警備・宿日直代行員を活用する。
・部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

・支援を必要とする児童生徒の対応として、教育支援員を配置する。
・授業準備の補助（教材の印刷等）を行うスクール・サポート・スタッフを配置する。
・校務支援システムを活用し、授業準備や成績処理等に係る事務負担の軽減を図る。
・授業や授業準備を効率的に行うことができるように、大型掲示装置やデジタル教科書を配備する。
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校派遣を県に要望する。

（２）学校における措置の推進

ア　教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回っている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直す。

イ　ねらいや意義の曖昧なものや、形骸化して効果が見込めない活動等を見直し、より効果的な時間の活用につながる日課表の工夫を行う。

ウ　デジタル技術の活用を推進し、幅広い校務の効率化につなげる。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア　１か月時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ　全ての学校においてストレスチェックを実施する。実施後の集団分析の結果等を活用し、職場環境の改善を推進する。

ウ　年次有給休暇の計画的取得を推進する。

エ　夏季休業中に連続した３日以上の「学校閉庁日」を設定し、連続した休暇が取得しやすい環境を整備する。

オ　早出遅出勤務制度やテレワーク制度の導入についても検討する。

５　関連する取組、今後のフォローアップ

・取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のＨＰ上で公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告する。

・教育委員会において学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。

・学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校への本計画の周知を行う。

・保護者や地域の理解を促進するため首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、理解・協力を得られるように取り組む。